

百十号
五十一条第十項の規定に基づき、大蔵省令（昭和五十七年大蔵省告示第百四百三十一号）に定める利付国債券（以下「本債券」といふ）の発行並びに償還の手続並びに本債券の取扱い等の事務を司るため、特例法（昭和二十二年法律第二百三十九条第一項第一号）の規定による政令を制定する。この政令は、昭和二十二年四月一日以後の期間に於けるものとする。

四 三

發行方法の適

五 方募入決定の

争市る参てしひ価一を場で競競とて価のし定あ争争う札価振の以律社
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決、めつ入入。へ格替適下へ債
札特の者財後格競債め別つ入るらを定価らて札札に以を機用一平成十三年法律第七十五号。株式等の振替に
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を格れ、と發によ下競関を振替法」とい
行參よと大行争入場も加、と發のる入受競た価同行「争に受けるものとし、
「加るに臣わ入札特の者財同行に価額け争利率競に付けるも
と者發応がれ札發別にご務時一よ格にた入札を競し行
い・行募各れの行參よと大にとるをよ各札を争て行
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり申にそ入行
。」II以度債入と者發応がわう行の加込お札れ。」下入行
非下額市札のい・行募各れ。」以發重みいのにる、「札わ
価一を場で決。」第へ限國る、下行平のて利お入価一れ。
格国定特あ定。」I以度債入価一価均應募率い札格格とる
競債め別つを及非下額市札格非格し募入とて競競い入の定。

六

イ

ハ 口 イ

發

入 價	入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非	入 價
札 格 行	札 格 第 参 市 及 入 價 · 别 債 発 競	札 格
發 競	發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争	發 競
行 争 領	行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入	行 争

の同な附する政確を大七つ定う円額
 財法お則るた運保実震億いにち
 政第効第法め營に施災千て基、
 運二力二律のに関すか三はづ財
 営条を条の公必するら百、き政
 にの有第一債要るたの五額発法
 必規す一部のな特め復十面行第
 要定る項を發財別に興五金し四
 なにもの改行源措必の万額た条
 財よの規正のの置要た円で利第
 源ると定す特確法なめ、六付一
 の改さにる例保及財の東百国項
 確正れよ法にをび源施日五債の
 保前たり律関図財の策本十に規

面	金
額	で
二	兆
千	七
七	百
九	十九
十八	八
億	

込募各割各当も各
 み限國り申ての申
 の度債當込るか込
 応額市てみ。らみ
 募の場るのその
 額範特。応のう
 を囲別募応ち
 割内參額募応
 りに加を額募
 当お者案を価
 ていご分順格
 るてとに次の
 。各のより割高
 申応りい

争非者特国行	争非者特国	札非
入価・別債	入価・別債	発競
札格第参市	札格第参市	行争
発競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入

でた条特億いに關國財百いに關國財十に規關億額發律のに成五つ定にを
 三利第別円て基する政万て基する政一つ定す八面行第公必二十いに關國
 千付一會 づるた運円 づるた運億いにる千金し三債要十一て基する
 五國項計 額き法め營 四て基法百額た条のな七億はづるた
 百債のに 面發律のに 面發律のに百はづ律七で利第發財年九、き法め
 二に規關 金行第公必 八、き第十一付一行源度千額發律の
 億つ定す 額し三債要 十額發四万兆國項のの予九面行第公
 円いにる でた条のな でた条のな五面行十円八債の特確算百金し二債
 て基法 二利第發財 万金し六、千に規例保 分九額た条の
 づ律 千付一行源 円額た条特二つ定にを、十で利第發
 額き第 百國項のの 億國項のの で利第別百いに關國財万二付一行
 面發四 八債の特確 二債の特確 四付一會三て基する政円千國項の
 金行十 十に規例保 千に規例保 百國項計十はづるた運へ四債の特
 額し六 一つ定にを 四つ定にを 五債のに七、き法め營平百に規例

十 ロ イ 一 発	九 八 振 額 最 替 額 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行	二 特 國 行 争 非 者 特 國 行 争 非 者 特 國 札 非 入 価 込 行	ハ ロ イ 払			
者 特 國 札 非 入 価 發 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行	替 額 入 価 ・ 別 債 發 競 札 格 行 行	低 行 争 非 者 特 國 行 争 非 者 特 國 札 非 入 価 込 行	行			
第 參 市 行 爭 發 競 価 I 加 場 、 入 行 爭 格 日	單 位 金 發 競 II 加 場	面 札 格 第 參 市 札 格 第 參 市 行 爭 發 競 金 I 加 場	金 額 發 競 II 加 場			
六 額 四 額 錢 面 錢 面 金 以 金 額 上 額 百 的 百 圓 そ 円 に れ に つ ぞ つ き れ き 百 の 百 一 応 一 圓 募 圓 九 価 九 十 格 十	平 す 額 の 成 る の 記 替 。 整 載 法 数 又 の 倍 は 規 年 の 記 定 金 録 に 額 は よ に 、 る よ 最 振 る 低 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿	五 万 万 円 二 。 整 載 法 數 又 的 百 八 倍 是 規 年 的 記 定 金 錄 に 額 は よ に 、 る よ 最 振 る 低 替 也 額 口 の 面 座 と 金 簿	万 三 千 五 百 七 十 億 六 千 七 百 三 百 九 十 二	六 二 千 二 百 七 十 三 百 七 千 四 百 七 百 四 百 七 十	十八 二 兆 億 万 千 億 四 千 百 三 百 四 百 七 千 四 百 七 百	行

十
九
八
七
六
五

十
四

十
三
二

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
予以

平財日額平るい日毎
成務本面成利てを年
二大銀金三子、支六
十八臣行額十をそ払月
から百八支の期二
年六円年払日と十
月通知に六う以し日
二つ月。前、及
き二六各び
十百月支十
円日間払二
に期月
属に二
すお十

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

初利入価・別債行争非
期札格第參市及入価
利發競Ⅱ加場び札格
子率行争非者特國發競

規下は払し払平年
定、期た期成〇
す次そが金と二・
る号の銀額し十一
期及翌行を、八パ
日び當休支次年一
に第業業払の十セ
つ十日日う算二ン
い五にに。式月ト
て号支当たに二
同に払ただよ十
じおうるしり日
。いへと、算を
。て以き支出支